

訪問介護 予防訪問事業 さくら会ヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さくら会が開設するさくら会ヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護及び品川区地域支援事業・介護予防日常生活支援総合事業による予防訪問事業（以下「指定訪問介護等」）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護の基本方針として、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 品川区地域支援事業・介護予防日常生活支援総合事業による予防訪問事業の基本方針として、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は回復を目指すこととする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 さくら会ヘルパーステーション
- 二 所在地 東京都品川区南大井5丁目19番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 サービス提供責任者 3名（介護福祉士3名 うち管理者と兼任1名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
- 三 訪問介護員等 介護福祉士 8名（常勤2名 うち、サービス提供責任者2名）
（非常勤6名 うち、サービス提供責任者1名）
介護職員初任者研修修了者 5名（非常勤5名）
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝祭日および12月29日から1月3日までを除く。(実稼働日は要介護者等のケアプランに応じて365日対応可能)。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、夜間等の緊急の相談等に備えるため、地域包括支援センター等との連携の下に24時間連絡可能な体制をとるものとする

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、利用者ごとの負担割合に応じた額とする。

一 身体介護：食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣介助、体位交換、移動介助、通院介助等

二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費、外出介助・通院介助に要した交通費は、その実額を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、品川区の大井第一地区（大井第一地域センター管内地区：東大井1～6丁目、南大井1～6丁目、勝島1～3丁目）とする。

(相談・苦情対応)

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束の廃止)

第10条 事業所は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (2) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(高齢者虐待防止の推進)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、高齢者虐待防止を検討する委員会を設置し、年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 3 事業所は、虐待を防止するための従業者に対する研修を年1回以上実施するものとする。
- 4 事業所は、虐待を防止するために新任採用者に対する研修を採用時に実施するものとする。
- 5 事業所は、高齢者虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 6 事業所は、高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 7 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを自治体に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の質の確保)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 事業所は、全ての従業者（介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- 2 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人さくら会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

付 則 (平成23年12月15日 理事会決定)

この規程の改正は、平成24年1月1日から適用する。

付 則 (平成24年3月29日 理事会決定)

この規程の改正は、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (平成25年3月28日 理事会決定)

この規程の改正は、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年3月27日 理事会決定)

この規程の改正は、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年3月26日理事会決定)

この規程の改正は、平成27年4月1日より適用する。

付 則 (平成27年7月22日理事長決定)

この規程の改正は、平成27年8月1日より適用する。

付 則 (平成28年3月24日理事会決定)

この規程の改正は、平成28年4月1日より適用する。

付 則 (平成30年3月22日理事会決定)

この規程の改正は、平成30年4月1日より適用する。

付 則（令和元年 9 月 2 0 日理事会決定）

この規程の改正は、令和元年 1 0 月 1 日より適用する。

付 則（令和 3 年 3 月 2 6 日理事会決定）

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

付 則（令和 4 年 9 月 1 4 日理事会決定）

この規程の改正は、令和 4 年 1 0 月 1 日より適用する。

付 則（令和 5 年 1 2 月 7 日理事会決定）

この規程の改正は、令和 6 年 1 月 1 日より適用する。